

第 6 0 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会会議傍聴人規則（昭和 2 4 年福井県教育委員会規則第 9 号）等の一部を改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規則改正について

【目的】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（H27.4.1施行）により教育委員会制度の見直しが行われ、教育委員会組織が変更されること等に伴い、関係規則等について所要の改正を行う。

【福井県教育委員会規則】

規則	改正内容
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則	①福井県教育委員会会議傍聴人規則（一部改正） 傍聴券の発行に関する教育委員長の権限を教育長の権限に改める。
	②福井県教育委員会会議規則（一部改正） 会議の招集など教育委員長の職務を教育長の職務に改める。 委員の席次の抽選など年月が経過して実情に合わなくなった規定を改める。 会議の公開、議事録の作成など、法律改正により必要となる改正を行う。
	③福井県教育委員会公印規則（一部改正） 教育委員長の公印を廃止する。
	④福井県教育委員会公告式規則（一部改正） 法律改正によりずれが生じた引用条番号を改める。
	⑤福井県教育委員会が当事者となる争訟に関する権限を教育長に委任する規則（一部改正） 法律改正によりずれが生じた引用条番号を改める。
	⑥福井県教育委員会行政組織規則（一部改正） 法律改正によりずれが生じた引用条番号を改める。 教育長の職務代理者を企画幹とする規定を削る。
	⑦福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（一部改正） 法律改正によりずれが生じた引用条番号を改める。 教育長に委任された事務の教育委員会への報告について定める。
	⑧福井県教育財産管理規則（一部改正） 法律改正によりずれが生じた引用条番号を改める。

【施行日】

平成27年4月1日

経過措置として、施行日前日において在職する教育長が在職している間、改正前の規則の規定は、なおその効力を有する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第一条関係）

福井県教育委員会会議傍聴人規則（昭和二十四年教育委員会規則第九号）

改正案	現行
福井県教育委員会会議傍聴人規則 第三条 教育長は、傍聴席の整理上必要と認めたときは、傍聴券を発行することができる。	福井県教育委員会会議傍聴人規則 第三条 委員長は、傍聴席の整理上必要と認めたときは、傍聴券を発行することができる。

福井県教育委員会会議規則（昭和三十一年教育委員会規則第六号）

改正案

現行

福井県教育委員会会議規則

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条の規定により、福井県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の席次）

第二条 福井県教育委員会委員（以下「委員」という。）の会議における席次は、教育長が定める。

（委員長および委員長職務代理者の選挙）

第三条 （削除）

（定例会および臨時会）

第四条 委員会の会議は、定例会および臨時会とする。

2 定例会は、毎月一回招集することを例とする。

3 臨時会は、教育長が必要があると認めるとき、または同一事項につき二人以上の委員から会議開催の請求があつたときに招集する。

福井県教育委員会会議規則

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条の規定により、福井県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の席次）

第二条 福井県教育委員会委員（以下「委員」という。）の会議における席次は、任命後の初めての委員会において抽せんして定める。

（委員長および委員長職務代理者の選挙）

第三条 委員長の選挙は、委員の互選とし、投票により選挙を行なうときは、無記名投票で行ない、有効投票の得票数の多いものをもつて委員長とする。ただし、得票数の同じときは、さらに同じ投票数を得た委員によつて再選挙を行ない、なお、同数の場合は、抽せんにより決定する。

2 委員長職務代理者の選挙は、前項に準じて行なう。

（定例会および臨時会）

第四条 委員会の会議は、定例会および臨時会とする。

2 定例会は、毎月十一日に招集することを例とする。

3 臨時会は、委員長が必要があると認めるとき、または同一事項につき二人以上の委員から会議開催の請求があつたときに招集する。

(会議の招集)
 第五条 会議の招集に当たつては、会議開催の日時および場所ならびに会議に付議する事項を、あらかじめ、委員に通知するものとする。
 (削除)

2 前項の規定は、急施を要する場合には、適用しない。

(委員の参集)
 第六条 (削除)

委員は、病気その他の事項によつて参集できない場合は、会議開催の時刻前にその事由を具して教育長に届け出なければならぬ。

(会議の開会および閉会)

第八条 教育長は、会議出席者が定足数に達したことを確認し、開会を宣告する。

2 閉会は、教育長が宣告する。

(会議の順序)

第九条 会議は、おおむね左の順序で行う。

- 一 開会
- 二 前会議録の承認
- 三 教育長の重要事項報告
- 四 議事
- 五 その他
- 六 閉会

(会議の招集)
 第五条 会議の招集にあつては、会議開催の日時および場所ならびに会議に付議する事項を、あらかじめ、委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の招集を行なつた場合には、直ちに会議開催の日時および場所ならびに会議に付議する事項を告示するものとする。

3 前二項の規定は、急施を要する場合には、適用しない。

(委員の参集)

第六条 委員は、会議開催の時刻前会議場に参集し、備え付けてある出席簿になつ印しなければならない。

2 委員は、病気その他の事項によつて参集できない場合は、会議開催の時刻前にその事由を具して委員長に届け出なければならぬ。

(会議の開会および閉会)

第八条 委員長は、会議出席委員が定数に達したとき開会を宣告する。

2 閉会は、委員長が宣告する。

(会議の順序)

第九条 会議は、おおむね左の順序で行う。

- 一 開会
- 二 前会議録の承認
- 三 委員長および教育長の重要事項報告
- 四 議事
- 五 その他
- 六 閉会

(会期)
第十条 会期は、一日とする。

- 2 会期内に議案の審議が終了しないとき、または臨時急施を要する事件があるとき、その他特別の必要があるときは、教育長は、会期を延長することができる。
- 3 前項の場合においては、教育長は、直ちにこれを委員に告知しなければならない。

(会議の公開)

- 第十一条 会議は、公開を原則とする。
- 2 会議は、出席者の三分の二以上の同意によつて非公開とすることができる。

(議事日程)

第十二条 教育長は、会議に付する事項、その順序および会議の時刻を定めて議事日程を作り、委員に配布しなければならない。

(議事日程の変更)

第十三条 教育長は、緊急の必要があるときは、議事日程を変更することができる。

(議事)

第十五条 議事を開くときは、教育長は、事務局の職員に議案を朗読させなければならない。ただし、時宜により朗読を省略することができる。

(会期)

第十条 会期は、委員長が定め開会の際これを告知しなければならない。

- 2 会期内に議案の審議が終了しないとき、または臨時急施を要する事件があるとき、その他特別の必要があるときは、委員長は、会期を延長することができる。
- 3 前項の場合においては、委員長は、直ちにこれを委員に告知しなければならない。

(会議の公開)

- 第十一条 会議は、公開を原則とする。
- 2 会議は、出席委員の三分の二以上の同意によつて非公開とすることができる。

(議事日程)

第十二条 教育長は、委員長の命を受けて、会議に付する事項、その順序および会議の時刻を定めて議事日程を作り、委員に配布しなければならない。

(議事日程の変更)

第十三条 議事日程に記載した事項がある場合でも他の緊急事件について動議を起すものがあるとき、または委員長みずから緊急事件と認めるときは、討論を用いずにはかり議事日程を変更することができる。

(議事)

第十五条 議事を開くときは、委員長は、事務局の職員に議案を朗読させなければならない。ただし、委員長は、時宜により朗読を省略することができる。

(発言)

第十六条 委員が発言しようとするときは、教育長と呼び、教育長が認めた後でなければ発言することができない。

2 事務局の職員が発言しようとする場合も前項に準ずる。

(発言の指定)

第十七条 委員二人以上が同時に発言を求めたときは、教育長の指定するところによる。

2 (略)

(採決)

第二十条 教育長は、論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。

2 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

3 教育長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて記名または無記名の投票によつて採決することができる。

4 前項の場合投票に記載する要件は、教育長が定める。

5 6 略

第二十一条 教育長が議事に付するものを宣告した後発言を求める者がないときは、教育長は、委員の発言を促し、なお、発言がないときは、全委員異議ないものとして原案を決することができる。

(請願および陳情)

第二十三条 委員会に対して、請願または陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(発言)

第十六条 委員が発言しようとするときは、委員長と呼び、席次番号を告げ、委員長が反呼した後でなければ発言することができない。

2 教育長その他事務局の職員が発言しようとする場合も前項に準ずる。

(発言の指定)

第十七条 委員二人以上が同時に発言を求めたときは、委員長の指定するところによる。

2 (略)

(採決)

第二十条 委員長は、論旨がつきたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。

2 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて記名または無記名の投票によつて採決することができる。

4 前項の場合投票に記載する要件は、委員長が定める。

5 6 略

第二十一条 委員長が議事に付するものを宣告した後発言を求める者がないときは、委員長は、委員の発言を促し、なお、発言がないときは、全委員異議ないものとして原案を決することができる。

(請願および陳情)

第二十三条 委員会に対して、請願または陳情しようとする者は、委員長の許可する時間内において事情をのべることができる。

(会議録)

第二十四条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録署名員は、二人とし、教育長が指名する。

3 会議録は、教育長の指名した事務局の職員に作成させる。

4 会議録は公表する。ただし、第十一条第二項の規定により非公開とした内容については公表しない。

(会議録の記載事項)

第二十五条 会議録には、左の事項を記載する。

一 三 略

四 教育長等の報告の要旨

五 八 略

九 選挙のてん末

十 その他教育長または会議において必要と認めた事項

第二十七条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議にはかつて決定する。

(会議録)

第二十四条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録署名員は、二人とし、毎会選挙によつて決める。ただし、会議の議決によつて委員長が指名することができる。

3 会議録は、教育長の指名した事務局の職員に作成させる。

(新設)

(会議録の記載事項)

第二十五条 会議録には、左の事項を記載する。

一 三 略

四 委員長および教育長等の報告の要旨

五 八 略

九 選挙のてん末

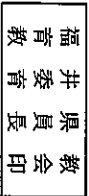
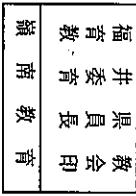
十 その他委員長または会議において必要と認めた事項

第二十七条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、委員長は、これを会議にはかつて決定する。

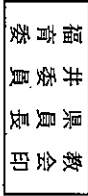
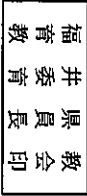
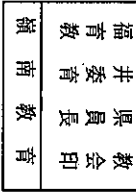
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第三条関係）
 福井県教育委員会公印規則（昭和三十五年教育委員会規則第一号）

改正後（案）	現行
福井県教育委員会公印規則 別表第1（第2条関係） 職印 【別記一 参照】	福井県教育委員会公印規則 別表第1（第2条関係） 職印 【別記一 参照】

【別記一】
改正後（案）

公印の名称	寸法 (単位センチメートル)	ひな型	使用範囲	管守者
教育長印	方2.7		一般文書用	教育振興課長
	方2.7		一般文書用	嶺南教育事務所長
(略)				

現行

公印の名称	寸法 (単位センチメートル)	ひな型	使用範囲	管守者
委員長印	方2.7		一般文書用	教育振興課長
教育長印	方2.7		一般文書用	教育振興課長
	方2.7		一般文書用	嶺南教育事務所長
(略)				

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第四条関係）

福井県教育委員会公告式規則（昭和三十五年教育委員会規則第五号）

改正案

現行

福井県教育委員会公告式規則

福井県教育委員会公告式規則

（目的）

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第二項の規定により、福井県教育委員会規則その他の福井県教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定めることを目的とする。

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第二項の規定により、福井県教育委員会規則その他の福井県教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定めることを目的とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第五条関係）

福井県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を教育長に委任する規則（昭和四十四年教育委員会規則第一号）

改 正 案

現 行

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、福井県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を福井県教育委員会教育長に委任する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、福井県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を福井県教育委員会教育長に委任する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第六条関係）
 福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年教育委員会規則第五号）

改正案

福井県教育委員会行政組織規則

（機関の定義）

第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。

略	略
教育庁	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により設置された事務局の内部組織をいう。

（職員の職およびその職務）
 第二十七条（略）
 2、3（略）
 4（削除）

現行

福井県教育委員会行政組織規則

（機関の定義）

第四条 前条に定める機関の定義は、次表のとおりとする。

略	略
教育庁	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十八条第二項の規定により設置された事務局の内部組織をいう。

（職員の職およびその職務）
 第二十七条（略）
 2、3（略）
 4 教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、企画幹の職にある者が教育長の職務を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第七条関係）

福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和五十年教育委員会規則第七号)

改正案

現行

福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(目的)

(目的)

第一条 この規則は、教育行政の能率的な運営を図るため、福井県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務(福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成二十一年福井県教育委員会規則第一号)の規定により知事の補助職員に委任された事務を除く。)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。)(第二十五条第一項の規定に基づく委任、専決その他の事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第一条 この規則は、教育行政の能率的な運営を図るため、福井県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務(福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成二十一年福井県教育委員会規則第一号)の規定により知事の補助職員に委任された事務を除く。)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。)(第二十六条第一項の規定に基づく委任、専決その他の事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(附議事項)

(附議事項)

第二条 次に掲げる事項は、教育委員会の会議に附さなければならない。

第二条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に附さなければならない。

一六 (略)

一六 (略)

七 教育庁および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員ならびに県費負担教職員の懲戒処分(戒告を除く。)および分限処分(休職を除く。)の決定に関すること。

七 教育庁および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員ならびに県費負担教職員の懲戒処分の決定に関すること。ただし、戒告を除く。

八十五 (略)

八十五 (略)

十六 法第二十六条の規定による点検および評価に関すること。

十六 法第二十七条の規定による点検および評価に関すること。

(教育長の専決)

(教育長の専決)

第三条 教育長は、前条に規定するものを除き、次に掲げる事項を専決することができる。

第三条 教育長は、前条に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

一二 (略)

一二 (略)

三 教育庁および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員ならびに県費負担教職員の懲戒処分(戒告に限る。)および分限処分(休職に限る。)の決定に関すること。

(新設)

四六 (略)

三五 (略)

改正案

(委任)

第五条 第二条から前条までに定める事項以外の事項は、教育長に委任する。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、重要と認められるものまたは委員から請求があつたものについては、当該事務の管理および執行状況を教育委員会に報告しなければならない。

現行

(委任)

第五条 第二条から第四条に定める事項以外の事項は、教育長に委任する。

(新設)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表（第八条関係）

福井県教育財産管理規則（平成二十三年教育委員会規則第七号）

改 正 案

現 行

福井県教育財産管理規則

福井県教育財産管理規則

（趣旨）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条第二号に規定する教育財産（以下「教育財産」という。）の管理に関し、福井県公有財産等管理規則（昭和三十九年福井県規則第十五号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第二号に規定する教育財産（以下「教育財産」という。）の管理に関し、福井県公有財産等管理規則（昭和三十九年福井県規則第十五号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

改正案

現行

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第一条の規定による改正前の福井県教育委員会会議傍聴人規則第三条、第二条の規定による改正前の福井県教育委員会会議規則第一条から第六条まで、第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第二十條、第二十一条、第二十三条から第二十五条までおよび第二十七条、第三条の規定による改正前の福井県教育委員会公印規則別表第一、第四条の規定による改正前の福井県教育委員会公告式規則第一条、第五条の規定による改正前の福井県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を教育長に委任する規則本則、第六条の規定による改正前の福井県教育委員会行政組織規則第四条および第二十七条ならびに第七条の規定による改正前の福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第一条、第二条十六号および第五条の規定は、なおその効力を有する。